

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (2) 医療・介護サービスの連携と強化について

②介護事業者に対する指導・監査の連携強化

介護事業者に対する指導・監査について市町村との連携を強化すること。また、事業者に対しては労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、労働者の賃金が最低賃金を下回るなど法令違反が見られる場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施すること。

（回答）

介護サービス事業者に対する指導・監査を行う際には、必要に応じて府及び市町村が合同で事業者への実地指導を行うなど、市町村との連携を進めているところです。

大都市特例や大阪版地方分権による事務移譲市町村とは、適宜、指導・監査業務についての情報交換や意見交換を行っているところであり、今後とも市町村との連携に努めてまいります。

また、介護サービス事業者等に対する指導及び監査は、介護保険法の規定に基づき実施しており、今後とも適正に対処してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課